

平成30年 5月18日

平成30年 第5回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第14号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第15号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第16号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第17号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第14号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年 5月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 死亡により抹消する者の数
162人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
485人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
平成30年 5月18日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第15号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年5月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村嘉人

- 1 抹消する者の数 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 平成30年5月18日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成30年4月20日			抹消									移替						年月日までの補正登録	平成30年5月18日			在外選挙人登録者数													
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消				新規登録者数			登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1 大楠西	2,343	3,009	5,352	0	2	2	6	17	23	6	19	25	15	19	34	17	17	34	0	0	0	0	0	0	2,335	2,992	5,327									
2 大楠東	1,921	2,248	4,169	1	0	1	6	9	15	7	9	16	31	28	59	13	16	29	0	0	0	0	0	0	1,932	2,251	4,183									
3 西高宮	2,820	3,353	6,173	5	3	8	5	3	8	10	6	16	9	11	20	13	20	33	0	0	0	0	0	0	2,806	3,338	6,144									
4 長丘	3,852	4,651	8,503	5	2	7	8	7	15	13	9	22	13	15	28	6	4	10	0	0	0	0	0	0	3,846	4,653	8,499									
5 長住	3,143	4,044	7,187	1	3	4	6	3	9	7	6	13	8	7	15	17	19	36	0	0	0	0	0	0	3,127	4,026	7,153									
6 西長住	1,432	1,761	3,193	2	3	5	3	1	4	5	4	9	4	7	11	3	2	5	0	0	0	0	0	0	1,428	1,762	3,190									
7 西花畑	2,784	3,122	5,906	2	1	3	4	10	14	6	11	17	13	16	29	5	12	17	0	0	0	0	0	0	2,786	3,115	5,901									
8 皿山	1,886	2,187	4,073	2	2	4	5	4	9	7	6	13	8	8	16	8	14	22	0	0	0	0	0	0	1,879	2,175	4,054									
9 花畑第一	3,103	3,517	6,620	2	2	4	2	10	12	4	12	16	7	13	20	9	8	17	0	0	0	0	0	0	3,097	3,510	6,607									
10 花畑第二	1,684	2,096	3,780	2	3	5	0	1	1	2	4	6	9	14	23	7	6	13	0	0	0	0	0	0	1,684	2,100	3,784									
11 柏原	3,535	4,039	7,574	4	4	8	7	5	12	11	9	20	11	12	23	13	11	24	0	0	0	0	0	0	3,522	4,031	7,553									
12 東花畑	2,427	2,830	5,257	1	2	3	4	5	9	5	7	12	7	6	13	11	8	19	0	0	0	0	0	0	2,418	2,821	5,239									
13 野多目南	1,723	2,065	3,788	1	3	4	4	3	7	5	6	11	5	8	13	4	10	14	0	0	0	0	0	0	1,719	2,057	3,776									
14 三宅第一	3,406	3,819	7,225	1	4	5	7	6	13	8	10	18	17	15	32	18	15	33	0	0	0	0	0	0	3,397	3,809	7,206									
15 三宅第二	2,986	3,746	6,732	1	2	3	12	18	30	13	20	33	24	20	44	12	27	39	0	0	0	0	0	0	2,985	3,719	6,704									
16 筑紫丘第一	2,370	2,878	5,248	2	1	3	8	3	11	10	4	14	4	9	13	9	11	20	0	0	0	0	0	0	2,355	2,872	5,227									
17 筑紫丘第二	1,058	1,276	2,334	3	1	4	4	4	8	7	5	12	2	2	4	3	3	6	0	0	0	0	0	0	1,050	1,270	2,320									
18 東若久	2,834	3,306	6,140	0	4	4	4	4	8	4	8	12	16	14	30	9	16	25	0	0	0	0	0	0	2,837	3,296	6,133									
19 若久	3,366	4,224	7,590	2	5	7	4	5	9	6	10	16	8	5	13	2	9	11	0	0	0	0	0	0	3,366	4,210	7,576									
20 玉川第一	3,647	4,765	8,412	1	2	3	18	19	37	19	21	40	38	36	74	28	30	58	0	0	0	0	0	0	3,638	4,750	8,388									
21 玉川第二	1,658	2,193	3,851	2	3	5	1	5	6	3	8	11	11	12	23	15	20	35	0	0	0	0	0	0	1,651	2,177	3,828	0	0	0	0	1	1	43	76	119
22 玉川第三	3,177	3,512	6,689	5	1	6	10	10	20	15	11	26	22	14	36	26	28	54	0	0	0	0	0	0	3,158	3,487	6,645	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,138	3,677	6,815	3	2	5	6	7	13	9	9	18	20	21	41	17	24	41	0	0	0	0	0	0	3,132	3,665	6,797									
24 宮竹第一	3,327	3,462	6,789	2	2	4	14	15	29	16	17	33	18	11	29	19	17	36	0	0	0	0	0	0	3,310	3,439	6,749									
25 宮竹第二	1,914	1,983	3,897	3	0	3	6	6	12	9	6	15	14	14	28	10	8	18	0	0	0	0	0	0	1,909	1,983	3,892									
26 高木	1,797	1,920	3,717	3	4	7	6	2	8	9	6	15	5	6	11	4	9	13	0	0	0	0	0	0	1,789	1,911	3,700									
27 井尻	2,131	2,311	4,442	3	2	5	9	7	16	12	9	21	6	8	14	12	16	28	0	0	0	0	0	0	2,113	2,294	4,407									
28 日佐	2,730	2,907	5,637	2	3	5	9	7	16	11	10	21	10	11	21	9	7	16	0	0	0	0	0	0	2,720	2,901	5,621									
29 大池	1,721	2,019	3,740	2	1	3	3	1	4	5	2	7	9	8	17	7	7	14	0	0	0	0	0	0	1,718	2,018	3,736									
30 寺塚	1,850	2,262	4,112	3	3	6	2	2	4	5	5	10	10	10	20	10	6	16	0	0	0	0	0	0	1,845	2,261	4,106									
31 東高宮	3,679	5,035	8,714	2	3	5	16	15	31	18	18	36	10	14	24	28	25	53	0	0	0	0	0	0	3,643	5,006	8,649									
32 横手	3,273	3,521	6,794	3	2	5	14	11	25	17	13	30	23	13	36	18	15	33	0	0	0	0	0	0	3,261	3,506	6,767									
33 野多目北	2,515	2,971	5,486	0	3	3	6	1	7	6	4	10	10	10	20	10	13	23	0	0	0	0	0	0	2,509	2,964	5,473									
34 鶴田	2,812	3,142	5,954	0	3	3	4	3	7	4	6	10	9	9	18	5	5	10	0	0	0	0	0	0	2,812	3,140	5,952									
35 老司	3,258	3,825	7,083	4	3	7	8	5	13	12	8	20	6	14	20	5	8	13	0	0	0	0	0	0	3,247	3,823	7,070	0	0	0	0	0	0	5	6	11
36 弥永	2,358	2,877	5,235	1	0	1	5	6	11	6	6	12	12	13	25	11	8	19	0	0	0	0	0	0	2,353	2,876	5,229	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
37 弥永西	3,230	3,600	6,830	2	0	2	5	4	9	7	4	11	8	6	14	11	14	25	0	0	0	0	0	0	3,220	3,588	6,808									
計	96,888	114,153	211,041	78	84	162	241	244	485	319	328	647	452	459	911	424	488	912	0	0	0	0	0	0	96,597	113,796	210,393	0	0	0	0	1	1	48	82	130

議案第16号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る，平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は，次のとおりであり，その旨を告示により公表する。

平成30年5月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況 別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） ※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は，毎年少なくとも一回，選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について，申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理府令第13号）※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは，選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第17号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

平成30年5月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理府令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。